

平成 25 年 1 月 21 日

弊社及び島田紳助氏と講談社の訴訟について第一審判決のお知らせ  
(平成 23 年 9 月 5 日発売の週刊現代掲載記事について)

ファンのみなさま  
関係者 各位

吉本興業株式会社  
代表取締役 大崎 洋

弊社及び島田紳助氏が、平成 23 年 9 月 5 日付発売の週刊現代に掲載された「島田紳助と暴力団」「芸能界のまっくろくろすけ」、「紳助 暴力団とズブズブ 新証言ぞくぞく」等と題する記事に関して、株式会社講談社（代表取締役：野間省伸）及び同誌の編集長である鈴木章一氏に訴訟提起していた事件について、本日、東京地方裁判所において、島田紳助氏勝訴の判決が言い渡されました。

同記事は、島田氏において、不動産を取得するにあたって、テナントを立ち退かせるために暴力団を使って嫌がらせをするなど、暴力団の力を背景にした不動産取引によって得た資金を暴力団に提供していた等の事実を摘示したものでありますが、裁判所は、上記記事について、「単なる噂や断片的な情報に基づき、根拠に乏しい論理の飛躍をさせたものと言わざるを得ない。」「摘示事実が真実であるということの証明がないことはもちろん、(中略) その摘示事実が真実であると信ずるについて相当な理由があったということもできない。」と評価したうえで、株式会社講談社及び鈴木章一氏に対して、島田紳助氏に対して 110 万円の損害賠償を支払うことを命じました。

一方、弊社が、島田氏と暴力団との交際を知らながら何の手段も講じないままに芸能活動を継続させていたとの事実摘示がされているという弊社の主張について、裁判所は、同記事がそのような読み方がされるものではないと認定したうえで、記事の真偽の判断には踏み込まないまま請求を退けました。

弊社としては、今回の判決によって島田氏の名誉が一定程度守られたものと評価しますが、弊社の主張が退けられた点については受け入れられるものではなく、今後の対応について検討を進めてまいりたいと考えております。

株式会社講談社及び同社社長である野間省伸氏に対しては、裁判所が、記事内容を「論理の飛躍をさせたもの」とまで断じている事実を重く受け止め、二度とこのような名誉棄損記事を掲載することのないよう、取材体制の改善と掲載記事の質の向上を強く求めます。

弊社を支えてくださるファンの皆様並びに関係各位には、大変ご心配をおかけしておりますが、引き続き、ご理解とご支援のほどをよろしくお願い申し上げます。

以 上